

役場事務所  
行東村役場  
発東村役場  
瀧東村役場  
北洋印刷株式

九月のメモより

一、第二室戸台風

「台風十八号が来られた」 「台風十八号はだんだん発達してゆっくり北上している」などのニュースを聞きながら、それが私達にこんなひどい目をおわせる大変なものであるとは夢にも思わなかったあの十八号台風(第二室戸台風と命名された)はダンガンと進路を日本に向けて颯いかって来て、十六日の午前九時四十分頃に四國の最南端室戸岬に上陸して来(その時の瞬間最大風速は突に八四・六米と気象庁で発表)進路を東北に向け、午後一時三十分大阪を通過して近畿地方で暴威をふるい、更に東北にすすみ、石川県から日本海へ出て北上、佐渡をかすめてダンガン北へ急進し、十七日の午前六時には南樺太に達したとのことであった。大阪では鉄塔を倒したことから見て六十米以上の瞬間最大風速を示したものと推定され、木村でも櫛、杉の六木が根ごと倒されたことから見て、少くも五〇米以上の瞬間最大風速を示したのと思われる。

情をしながら西蒲原地方の災害の少なきを心から喜んで居りました。実際十六日の午後役場に会議をして居りましたが二時頃風が出て来ましたがやがて取まり、今から思えば嵐の前のしずけさであったのであったがニュースほどの事もあるまい、ただ稲干場の手入は必要だし稲の脱粒が心配だ位と突はたかまくらって居りました処午後七時頃から急に烈風吹きまくり、午後十一時頃までの間村内を目もあてられぬ姿に変えてしまつた。電気は消える、電話は不通、ガスは止まる、雨は遠慮なく降り込む、全く地獄の模様にしてしまつた。

(一) 家屋の被害

夜が明けると共に、役場職員を動員して被害の調査、並にその集計、被害家屋、倒伏せる樹木の撮影をし、翌十八日早々に召集して災害救助法の適用を申請して県の了解を得るとともに復旧に関する手配すると同時に村では十八日急村村会を開いて被害の状況を報告すると共に「住宅及作業所の全壊、半壊の方へ見舞金を贈る」ことを議決していただきました。この台風による

住宅の全壊 三八  
半壊 一〇二  
小壊 六五  
作業所の全壊 一二七  
半壊 一三四  
小壊 五〇〇

に達し、それ以外の建物の損害は調査中であります。  
作物の損害  
作物の損害は未だ確定には不明であるが、推定の域を脱しません、一俵次の如くまとめました。

早生種では脱粒の減収は稲架場のもの一〇%田にあるもの二〇%と見  
中生種では脱粒一〇%、田にあるもの倒伏による不稔及び発芽を二〇%と見  
晩生種は脱粒五%、倒伏による不稔、発芽を四五%と見て  
澁敷減収 二四五三ト  
その金額 一億七千九百万円

(二) 畑作物の損害  
一〇二万円  
(三) 稲架場の損害  
全要 七五〇〇〇米  
半要 七八〇〇〇米  
その復旧費(人件費、並木、支柱、竹、繩)は  
全要分 一五二二万円  
半要分 三九六万円  
計 一九一七万円

倒復旧対策  
災害救助法の適用を受けたためこれによる救済は庶所得の方々に對しては、仮設住宅(金十万円以内にて五坪の住宅を造り、無料にて貸与の規定)があり、村内では二戸の希望者がありますがとうてい十万円では出来ませんので村で補助して設置の手配中であります  
修繕用としては二万円を範囲内

で現物で無料で給与することが出来ずので、今二十二名の方に手配中であります。  
家屋の再建及び修繕する一般の方々に對しては、再建の場合は二十坪以内(作業所又は店が全一の棟の内ならば四十坪まで)の方に最高三十二万円、修理の場合は最高十六万円まで年利五分五厘で貸与されます。これ等の希望の方々は只今災害住宅認定中でありますが、村で保証することの議決を得て居りますので認められれば本月二十五日頃までその六割が前渡しせらるる筈であります。

其の他の方々へは御承知の營業資金(従来耕作地が二町以内であったのが三町以内となり、金額も二十万円から三十万円まで増加されました)が有りります。これも件がきまつていて窮屈ですので、その件を上げて貰うよう国、陳情中です。これは金利五分です。

この他農林漁業資金が有りります。これは年利七分であります。何れにしても家の修理と、これからの暮らしと、明年の營業につき皆さん個人で事情が違いますが故困りの方は遠慮なく御相談に御出下さい。

村では取り敢えず見舞金として被災された次の方々へ御見舞をいたしました。  
住宅の全壊の方へ一〇〇〇〇円  
全半壊 " 八〇〇〇円  
半壊 " 五〇〇〇円  
準半壊 " 三〇〇〇円

作業場は凡てその半額  
尚厚より見舞金として村へ金十万円贈り下されしと  
郡社会福祉協議会  
柏原県会議員  
高橋代議士

よりも見舞をいただきました外小沢代議士はじめ各位より、電報又は手紙にて丁寧なる見舞をいただきました。  
又東並赤十字社より毛布其の他数々の見舞品が到着中でありますので順次御困りの方へ御配布することに手配中であります。

五、村会  
(九) 急施村会  
九月十八日急施村会を開き、村内被害の状態を報告し、村有財産(学校、診療所、駐在所)の被害の状況並に復旧対策を報告し且つ甚だしき被災の方々へ見舞金を出すことに御了承を得

(九) 九月定例村議会  
定例会は九月二十八日開いて頂き追加予算の議定を願いました。その主な内容はを綴りますと  
学校修繕費として  
東小学校 二五万四八〇〇円  
西 " 三三万二〇〇〇円  
南 " 一万八二〇〇〇円  
中学校 四四万〇〇〇円

施設費として  
東小学校ガス井戸費 六万円  
西 " 備品費 一八五千元  
南 " 非常階段 四五千円  
南 " グラウンド 二万円  
中学校 備品費 一八万円

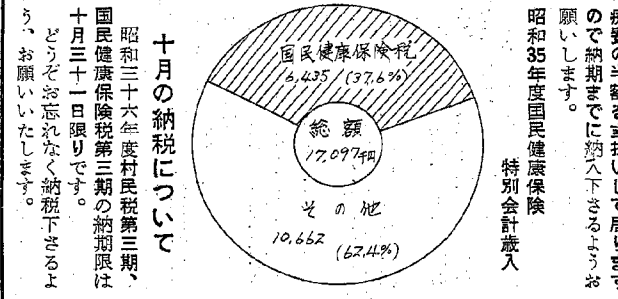
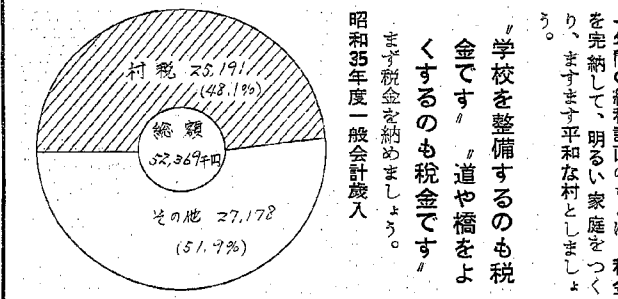
次に大きいのは消防用消火栓の設置で水道のある旧大原地区へ豪雪対策として消火栓三十ヶ増設費として九十四万円の支出が決定して貰いました。  
又保健衛生の上から簡易水道の消遣を充分にして飲用に不安なからしむるため、金六万八二〇〇円を補助することとし  
八、五豪雨時の費用として  
資材費 五〇万九〇〇〇円  
(二頁の下段へつづく)

一年間の納税計画をたてるべきです

農家にとりまして、年収入の大部分が入るときがきました。この際、いろいろな税金の納期を一覧表にたてたので、一年間の納税計画をたてて、納期限内に税金を完納し、督促手数料、延滞金(日歩三銭)、延滞加算金(日歩三銭)などの、よけい金を出費をしないですみますよう、お願いいたします。

役場たより

Table with 12 columns: 納期, 税目, 納期限. Rows include 1月国民健康保険税, 1月国民健康保険税, 2月国民健康保険税, etc.



とどの収入のあるこのときに、できるだけ前納下されることをおすすめします。前納されるかたは、毎年増えきて、昨年度において交付された前納納税金の総額は一〇六、九四一円に達しました。

昭和三十六年度村税の内訳。村税 8,144円 (37.6%), 国民健康保険税 6,435円 (37.6%), その他 6,622円 (37.4%)。特別会計歳入 昭和三十六年度国民健康保険特別会計歳入。

税務係

県民税の再算定について

既に御承知のとおりであり、県民税の再算定に際しては、県民税の所得割額の配分に誤りがあり、本村もこのたび、算定のやりなおしをいたしました。

Table with 2 columns: 項目, 金額. Rows include 所得割額, 所得割総額, 定額割総額, etc.

第二室戸台風の取扱いについて

災害救助の事務につきましては、当時対策本部で一括取扱いましたが、現在では左記のとおり分担しております。

- 住宅(二戸)の建築と応急修理(二十%)の取扱い。
○経済係
住宅や作業場、畜舎等の建築資金や修理資金の借入申込等
○厚生係
災害に伴う厚生資金
○農業委員会
災害に伴う自作農資金

日赤より台風

- 見舞金 三万六〇〇〇円
自動車借入補助七八三〇〇円
ポンプ借入補助二七六〇〇円
水害時消毒薬 一九三〇〇円
道路費として
横戸地内県道 三万八千円
三方地内 七万七千円
大原井間間の橋 二万六千二百五十円
以上は何れも地元負担金であります。(樋口)

役場たより

農地法を守りましょう

農地は、耕作することによってはじめて値上がりしてきます。だから耕作している農家の皆さんにとって農地は一番大切なものであると思います。自作農でも、小作農でも変りはない筈です。農地は自作農でも小作農であっても、とにかく耕作している者の権利を守り、耕作者が安心して農業に打ち込んでゆけるように、いろいろな取り決めをしております。

長期予報天気図

昭和三十六年九月二十日 新潟地方気象台
北陸地方三カ月予報(十月~十二月)
十月概況 前半は北方の高気圧がやや強いため天気は変わりやすく、秋の心づくことがあります。

赤ちゃんコンテストの結果

小さな赤ちゃんが率先して出席され、熱心に質問指導を受けられたことには、若いお母さん方の新しい時代への知識と、認識の現われと、力強く感じた次第であります。

十月の納税について
昭和三十六年度村民税第三期、国民健康保険税第三期の納期限は十月三十一日限りです。

既で支払しなければならぬこと。許可を受けていないものは無効です。
許可がいつかきめられている場合に、許可を受けていないと、法律上の効力がありません。効力がないということは初めからその行ない(例えば農地の売買、小作地の返還)はなかったものとして取り扱われます。

寄稿文

養豚飼育の悩み

八月は水害九月は台風とこのところ大損害をあたらえられたり米作農家の湯東村は、まったくこまり切っている次第です。今回の台風は稲ばかりでなく、家畜までが大損害を受けました。豊作はどこかへ行きました。今年です。風にも負けず水にも負けずがんばりましょう。

米所の湯東村ではあまり米の取入に異存しすぎていたようです。物価は二倍論に負けずうなぎ昇りです。米所の湯東村は置きりになり、そうではありませんでしょ。か。それを追越そうには何んといっても農外取入を増すことです。

最近湯東村では三訓案の外に養豚飼育が盛んになって来ました。人間若きも老人も文化生活を望んでおるのです。その文化生活も収

入が少なくなくては何にも役に立ちません。文化生活を望むには先ず、取入を増すことです。米の取入は限度がありますから、農外取入です。そして明るい文化生活を営なもうではありませんか。

それに付いて養豚飼育の心得としては、茶の間養豚ではこまりません。人がよから飼ってまねるのでなく、自分から飼って行くぞという気持ちで行ないたいものです。それに豚を愛し、豚舎の管理をよくすることです。また豚は可愛いものといって出荷を忘れず、価格と時期を見て出荷して下さい。

さて養豚者の悩みとしてヒフ病及び下痢病です。その予防の一例を役場たよりをおかりしてお知らせ致します。

国民年金係より 民生係

国民年金の保険料第二期即ち七八、九月分の納入期限が来ました第一期の四、五、六月分については去る七月各々へ出張して印紙の売りさばきと同時に検認して印紙が被保険者の五〇％しか検認されませんでした。が農村の場合丁度七月はお金のない月でしたから、米が取りあせませんが第二期は丁度今度一ヶ年まとめて納める、と切り切って居られましたところ第二期戸台風で家財の被害それに加え

稲の被害も又予想外にひどく折角の豊作も一夜にして凶作となつたのでせよおこまりの事とは存じますが苦しい中からも保険料を納入していただきたいのでありますその内に又日割に依つて各々へ出張して印紙の売りさばきと同時に第二期分の検認を致しますからその時は又何分の御協力を御願ひ申上げます。又、台風に依り被害が大きくて保険料を納入出来ない人はいつでも申し出て保険料の免除の申請をして下さい。

(皮膚病) について

従来豚の皮膚病の原因としては(かいせん虫皮膚菌、細菌など)は部から感染によるもの。(豚舎の環境などによる)。(飼料疹) (トウモロコシなどの大量給与による場合)。(中薬、便秘、アレルギー、インフルエンザが考えられる)。(も)し皮膚疹が発生した場合、さらに二次感染により、ほかの豚にも急速に伝染する可能性が十分考えられるので、その場の対策として次の措置をする。

- (1) 発疹豚はすぐに他の消毒済の豚房に移し、以前に飼育されていた豚房、および他の全豚房を消毒し、またBHC、DDTなどにより、有害虫の防除を行なう。
- (2) 豚舎への出入りをできるだけ制限し、豚に直接手をふれたりしないようにする。踏込みなどに三％クレゾール石鹼液などを入れて靴を消毒する。

(3) 薬物の塗布、温湯または、中性洗剤などでからだを軽く洗ひ、油性の塗布剤(カネミどめの入ったもの)があるいはダイズ油、豚脂などを塗布して、その上を亜鉛塗で軽くたたいて、その

- また、塗布剤としてクレオリン二〇、グリセリン一〇、水七〇の割合に調剤したものをを用いる。クレゾール、硫黄合剤などあまり効果がない。
- (4) 注射①ビタミンB<sub>1</sub>、EG、ニセ、ルスタミン、E<sub>2</sub>、スルファミン注射液、五cc、二〇％ブドウ糖液二〇ccを混合し、三〜四頭の豚に分注する。通常軽度のもので二〜三回、重度のもので一週間位を要する。
- また一腹の子豚中、一頭に発生をみた場合でも全子豚に二〜三日間記注射をする、ほかの子豚に発生をみないですむ。
- (5) その他、便秘しているものには下剤の投与または洗腸を行なう。

世帯更生資金 貸付について

県社会福祉協議会では今次の第二室戸台風による被災者に対し世帯更生資金の貸付について特別措置としてこれを優先的に取扱うことになりましたので被災者で貸付を希望される方は民生係迄申出下さい。この資金は常に被災者で居りますが今回は同時に被災者のみに限られて居ります。

農業労働力調整協議会委員について

これが必要である。(豚の下痢) について 飼料の切りかえは徐々に、慎重に行ない、切りかえ後の過食に注意すること。もし下痢を過食した場合にはタンナルビン、硝酸亜鉛、オーロファックなどを飼料に混合するか、オーレオマイシン可溶散を飲水に投入して与えるようにする。ただしこの場合、飲み水はあまり制限しない方がよい。

湯東第一農協畜産部 星野

これにつきましては先月号で発表いたしました。が学識経験者として上大原の飯島壽一郎氏、巻公共職業安定所長の渡辺美与治氏を委員になりましたのでお知らせいたします。

前号に掲載しなかつたことについて深くお詫言申上げます。(農業労働力調整協議会事務局)

二、貸付限度額住宅資金

全額された者一〇万円以内  
その他三万円以内

あ と が き

第二室戸台風による被害者に対し心からお見舞申上げます。毎月一日発行の「役場たより」も台風のためおくれで申付けありません。

皆様の一番お忙がしい取替期でお暇ないでしょうか、何うかお休みの一時に「役場たより」を御覧下さるようお願いいたします。